

鳥取市クマよけ鈴等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市クマよけ鈴等購入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 鳥取市クマよけ鈴等購入補助金（以下「本補助金」という。）は、クマよけ鈴等の購入費を補助することにより、クマよけ鈴等の普及を促進し、クマとの遭遇を回避し、人身被害等を防止することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費に別表の第5欄に定める率を乗じて得た額（1円満の端数を切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の実施前に行うものとする。

2 本補助金の交付申請を行うことのできる者は、補助対象事業者の属する当該町内会を代表する者とする。

3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類はそれぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行し、平成23年度実施する事業から適用する。

別表（3条、4条、5条、6条関係）

1 補助事業	クマよけ鈴等購入事業 クマよけ鈴又はこれに類するものを購入する事業
2 補助対象者	鳥取市自治会連合会に加盟している住民組織である町内会の住民とする。ただし、ツキノワグマの目撃情報等があった町内会の住民で、小中学生を除いたものに限る。
3 補助対象経費	クマよけ鈴等の購入のための消耗品費
4 限度額	クマよけ鈴等1個当たり 1,500円
5 補助率	2/3

様式第1号（第7条、第10条関係）

平成 年度鳥取市クマよけ鈴等購入事業計画（報告書）

1 事業の目的

2 事業計画報告書

（単位：円）

自治会名	対象者	実施（予定） 期間 年 月 日から 年 月 日まで	クマよけ鈴等の 数量及び単価 個 円	事業費 円	経費内訳	
					補助金 円	その他 円

3 補助事業完了（予定）年月日 年 月 日

